

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年8月8日

軽自動車検査協会

契約担当役 理事長 江角 直樹

I. 入札事項

1. 件名及び数量 令和7年度 火災保険
2. 仕 様 仕様書のとおり
3. 保 険 期 間 令和7年10月11日から令和8年10月11日まで

II. 競争参加者に必要な資格に関する事項

1. 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）で「役務の提供等」の「C」等級以上に格付けされている者であること。
2. 保険格付けにおいて、スタンダードアンドプアーズ社により「A（フラット）」の等級以上の格付けがなされている者であること。
3. 保険業法（平成7年6月7日法律第105号）の規定に基づき損害保険業免許を受けた者であること。
4. 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
5. 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
6. 国土交通省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
7. 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員（業務を遂行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人・団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号について同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、当該法人・団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認め

られるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

Ⅲ. 競争参加資格の確認

本競争入札の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げる書類を提出し、競争参加資格の有無について確認を受ける必要があります。なお、通知書の写しには、余白に提出年月日を記入し、責任者（担当者）の記名押印をすること。

1. 提出する書類

- (1) 競争参加資格の審査結果の通知書の写し（電子メールの場合は、写しの PDF）
- (2) スタンダードアンドプアーズ社による格付け証明書の写し
(電子メールの場合は、写しの PDF)

2. 提出期限

令和7年8月8日（金）から令和7年8月25日（月）まで

上記期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の10時00分から17時00分まで

3. 提出場所

東京都新宿区西新宿三丁目2-11 新宿三井ビル2号館 15階

軽自動車検査協会 経営管理室 会計課

電話 03-5324-6622

電子メール nyusatsu@keikenkyo.or.jp

4. 提出方法

提出場所に持参又は電子メール（nyusatsu@keikenkyo.or.jp）にて提出すること。期限を超過して提出された（到着した）ものは、その理由の如何を問わずに入札の対象としない。）なお、電子メールでの提出の場合、件名に「【○/○入札の競争参加資格】」と記入すること（「○」は半角数字。「/」は半角）。

Ⅳ. 契約条項を示す場所

上記Ⅲ. 3. に同じ。

Ⅴ. 仕様説明

1. 競争参加資格が持参の場合

上記Ⅲ. 1. の提出書類確認時に、上記Ⅲ. 3. の場所において、協会から仕様書等を送付する先の電子メールアドレスが分かるもの（名刺等）をご提出いただき、その電

子メールアドレスに仕様書等の必要書類を配付する。なお、配付する電子メールアドレスは一つとする。

2. 競争参加資格が電子メールでの提出の場合

有効な競争参加資格であることを確認次第、ご提出いただいたメールアドレスに仕様書等の必要書類を配付する。なお、配付する電子メールアドレスは一つとする。

VI. 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1. 日 時 令和7年9月5日（金） 午後2時から
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目2番11号 新宿三井ビル2号館 16階
軽自動車検査協会 本部 会議室
3. 入札書の提出方法 入札場所に持参すること。

VII. その他

1. 独占禁止法に違反する行為があった場合の措置

独占禁止法に違反する行為があった場合は、入札が無効となり、契約締結後にあっては、損害賠償金の請求を行うとともに契約を解除することがある。

2. 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

4. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の幹事社として、3社による共同保険方式とする。

なお、分担割合は、契約の幹事社を70%、以下予定価格範囲内のうち安値順に20%、10%とし、当該2社の承諾を得られなかった場合は、契約の幹事社の分担割合に下方の分担割合を加算していくものとする。

また、同額入札の場合は当該入札者によるくじ引きにより決定することとし、入札結果は公表することがある。

5. 契約書作成の要否 要

〔連絡先〕

東京都新宿区西新宿三丁目2-11 新宿三井ビル2号館 15階

軽自動車検査協会 経営管理室会計課

電話 03-5324-6622 FAX 03-5324-6621